

# 請 願 文 書 表

平成29年9月13日第8回（定例）町議会

請願 番号	受 理		請 願 者 住 所 氏 名	件 名	請願の要旨	紹介議員	審 査		
	月	日					結 果	月	日
13	8	28	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海道 連合会清水地区連合会 会長 喜 多 進	適正な地方財政計画の策 定を求める意見書に関す る請願について	別紙のとおり	北村光明 議員			
14	8	28	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海道 連合会清水地区連合会 会長 喜 多 進	教職員の長時間労働是正 を求める意見書に関する 請願について	別紙のとおり	奥秋康子 議員			
15	8	28	清水町本通1丁目 日本労働組合総連合会北海道 連合会清水地区連合会 会長 喜 多 進	道教委「新たな高校教育に 関する指針」を抜本的に見 直しすべての子どもにゆ たかな学びを保障する高 校教育を求める意見書に 関する請願について	別紙のとおり	奥秋康子 議員			

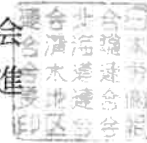
平成29年8月28日

適正な地方財政計画の策定を求める意見書に関する請願

紹介議員 北村 光明



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目  
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 喜多 進



清水町議会  
議長 加来 良明 様



## 適正な地方財政計画の策定を求める意見書に関する請願

### 【請願趣旨】

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は5月29日、『「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」を取りまとめ、地方自治体における基金財高が2015年度決算で21兆円の規模になっており、10年前と比較し7.9兆円増加していることなどを理由に、基金残高を地方財政計画へ反映するよう求めました。こうした地方の基金残高をめぐっては、内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議でも同様の議論がされ、6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する」とされました。

地方自治体では、この間、厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施するなかで、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持などへ財源を捻出してきています。加えて、今後は地方版創生総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理・維持などにも取り組む必要がありますし、不慮の自然災害などによる歳出増、不況時の歳入減などにも対応が求められています。

地方財政法（第4条の2）では健全な財政運営のため年度間調整を要請していますが、財源調達に限りがある地方自治体において各種の基金を活用するのは必然ですし、基金は将来の行政需要に対して各自治体における不断の行財政改革による努力によって積み上げられたものであることを理解すべきです。地方の基金残高が増加していることをもって、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものであり、認められません。

つきましては、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、政府に以下の事項の実現を求めます。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただきたく請願いたします。

### 記

1. 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然な政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

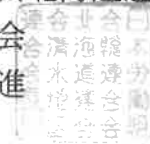
平成29年8月28日

教職員の長時間労働是正を求める意見書に関する請願

紹介議員 奥秋 康子



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目  
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 喜多 進



清水町議会  
議長 加来 良明 様



## 教職員の長時間労働是正を求める意見書に関する請願

### 【請願趣旨】

文部科学省の2016年度「公立小中学校教員の勤務実態調査」結果において、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校で33.5%、中学校で57.6%に達することが明らかになりました。また、同年の連合総研の調査においても、小学校で72.9%、中学校で86.9%の教員が「過労死レベル」となる超勤を行っている過酷な勤務実態が明らかになりました。

これでは、教職員がゆとりをもって子どもたちに向き合い、子どもに寄り添った教育を行うことは困難です。この背景には、教育職員は「給特法」により労基法の一部が適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級など少人数学級・定数改善が行われていないこと、「学習指導要領」に規定される授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動、加えて「全国学力・学習状況調査」の実施とそれに向けた「学力向上策」などが求められ教員一人ひとりの業務負担が著しく増加していること、など様々な要因があります。

こうした状況を受け文部科学省は、「学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界がある」として、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始されました。一方、政府の「働き方改革」においては、教職員は「給特法」により労基法の一部が適用除外となっているとして、議論の対象外とされています。

「給特法」制定時の文部省「教員勤務状況調査」では、教員の時間外勤務は、週あたり小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均1時間48分で、これをもとに約4パーセント（月8時間程度）に相当するとして教職調整額が積算されましたが、現在は「給特法」制定当時と大きく異なり、超勤が無制限・無定量となっています。

これらのことから、現在、長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となっています。以上のことから、次の事項の実現を求めます。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出していただきたく請願いたします。

### 記

1. 教職員の長時間労働是正に向け、「給特法」の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。
2. 当面、現行「給特法・条例」下においては、道教委「修学旅行の引率業務

に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超勤解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障など、教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。

3. 部活動を社会教育に移行するよう国に働きかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

平成29年8月28日

道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに  
ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願

紹介議員 奥秋 康子



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目  
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会  
清水地区連合会  
会長 喜多 進



清水町議会  
議長 加来 良明 様



道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願

### 【請願趣旨】

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加しました。2018～20年度の「公立高等学校配置計画案」でも再編・統合により40校42学級と大規模な削減になっています。

「配置計画」で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、「通学費・制服代・教科書代」補助などの制度の実施や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校の存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

昨年度道教委は、「新たな高校教育に関する指針」の見直しについて検討し、10月に『新たな高校教育に関する指針』検討報告書を公表しました。しかし、「検討報告書」は依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進めることを基本」としており、地域の要望や実態を全くふまえたものになっていません。道教委は、この「報告書」にもとづき来年3月までに「新しい指針」を作成するとしています。これまでの「指針」の問題点を改めず、これまでと同様に1学年4～8学級を「望ましい学校規模」、1学級40人に固執すれば、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。以上の趣旨にもとづき、次の事項の実現を求めます。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第99条の規



定に基づく意見書を提出していただきたくお願いいたします。

## 記

1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している「新しい指針」については、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。
2. 高校の学級定員を引き下げること。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級とすること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. 地域の高校を存続させるため「地域キャンパス校」については、道教委が検討している「2年連続20人を下回った場合は統廃合する」とする「基準の改悪」をしないこと。また、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。